

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に関する事後備置書面)

2026 年 10 月 1 日

アイティメディア株式会社

2026 年 10 月 1 日

東京都千代田区紀尾井町3番12号
アイティメディア株式会社
代表取締役 小林教至

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

当社は、2026 年 8 月 27 日付で有限会社ネットビジョン（以下「NV社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、NV社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記の通りです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過

(1) 本合併の差止請求

NV社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

NV社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

NV社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

NV社は、会社法第 789 条第 2 項に従い、2026 年 8 月 28 日付の官報により債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過

(1) 本合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項に従い、2026年8月28日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。が、申述期限までに同条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、NV社から資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙の通りです。

6. 吸収合併の登記をした日

本合併の効力発生日である2026年10月1日から2週間以内に申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

【別紙】

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

2026 年 8 月 28 日

アイティメディア株式会社

有限会社ネットビジョン

2026 年 8 月 28 日

東京都千代田区紀尾井町3番12号
アイティメディア株式会社
代表取締役 小林教至

東京都千代田区紀尾井町3番12号
有限会社ネットビジョン
取締役 大槻利樹

吸収合併に関する事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）

（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

アイティメディア株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び有限会社ネットビジョン（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両者間で 2026 年 8 月 27 日付吸収合併契約を締結し、2026 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1「吸収合併契約書」の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併であるため、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュ・フローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されていません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しています。

7. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示します。

以上

吸収合併契約書

アイティメディア株式会社（以下「甲」という。）及び有限会社ネットビジョン（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（合併に際して交付する合併対価）

甲は、本合併に際して、株式その他の合併対価を交付しないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しないものとする。

第4条（合併承認総会）

本合併は、甲においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の手続により、乙においては同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の手続により、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第8条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

本契約締結の証として、本書を作成し、甲及び乙が記名押印する。

2026 年 8 月 27 日

甲：

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号
アイティメディア株式会社
代表取締役 小林教至

乙：

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号
有限会社ネットビジョン
取締役 大槻利樹

計 算 書 類

第 23 期

自 : 2025 年 4 月 1 日
至 : 2026 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
附 属 明 細 書

有 限 会 社 ネ ッ ト ビ ジ ョ ン

貸 借 対 照 表

2026 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	796,566	流 動 負 債	70,000
現金及び預金	796,310	未払法人税等	70,000
仮払税金	256		
		負債合計	70,000
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	726,566
		資本金	3,000,000
		利益剰余金	△2,273,434
		その他利益剰余金	△2,273,434
		繰越利益剰余金	△2,273,434
		純資産合計	726,566
資産合計	796,566	負債純資産合計	796,566

損 益 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		—
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		—
販売費及び一般管理費		3,300
営 業 損 失		3,300
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,676	1,676
経 常 損 失		1,624
税 引 前 当 期 純 損 失		1,624
法人税、住民税及び事業税		70,000
当 期 純 損 失		71,624

株主資本等変動計算書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

(単位：円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
2025年 4 月 1 日残高	3, 000, 000	—	△2, 201, 810	798, 190	798, 190
事業年度中の変動額					
当期純損失(△)			△71, 624	△71, 624	△71, 624
事業年度中の変動額合計	—	—	△71, 624	△71, 624	△71, 624
2026年 3 月31日残高	3, 000, 000	—	△2, 273, 434	726, 566	726, 566

個別注記表

1. 重要な会計方針

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済み株式数 60株

3. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	12,109円43銭
1株当たり当期純損失	1,193円73銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る附属明細書

第 23 期

自 : 2025 年 4 月 1 日
至 : 2026 年 3 月 31 日

有 限 会 社 ネ ッ ト ビ ジ ョ ン

計算書類に係る附属明細書

1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
支払手数料	3,300	
計	3,300	